

改正

個人情報保護法に対応するため、車両の買取り・仕入れの際には必ず自社名義に変更することと、個人情報の利用目的をお客様に明示することを心がけましょう。



- 平成29年5月30日から改正個人情報保護法が施行され、取扱う個人情報の数が5000人分以下の事業者についても、個人情報保護法上の規制対象となります。これからは大企業に限らず、中小企業や個人事業主であっても「個人情報取扱事業者」となります。
- 個人情報保護法では、国の監督に従わない場合は罰則(4ページ参照)が適用される可能性があります。また、誤って個人情報が漏えいしてしまったら、企業の信用低下、お客様からの損害賠償請求等、経営に大きな影響を与えることになりますので、個人情報の適切な管理を行いましょう。



(一社)日本中古自動車販売協会連合会
日本中古自動車販売商工組合連合会

【個人情報に該当する事例】

個人情報とは、生存する特定の個人を識別できる情報を指します。個人識別符号が記載されているものや、他の情報と容易に照合でき、特定の個人を識別できるものを含みます。

例

- ・本人の氏名
- ・生年月日、連絡先(住所・居所・電話番号・メールアドレス)、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報
- ・防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報
- ・本人の氏名が含まれる音声録音情報
- ・特定の個人を識別できるメールアドレス
- ・電話帳、職員録、新聞、ホームページ、SNS等で公にされている特定の個人を識別できる情報
- ・免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証等対象者毎に振り分けられる符号
- ・指紋、掌紋、顔、手指の静脈等身体の一部の特徴を変換した符号

【個人情報データベース等(個人データ)に該当する事例】

個人情報のうち、媒体を問わず、特定の個人情報を検索できるように体系的に構成したものが個人データに該当します。

例

- 1
- ・電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳
 - ・ソフトウェア等でリスト化された従業者や顧客台帳
 - ・五十音順に整理しインデックスを付してファイルしている名刺

【要配慮個人情報】

- ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科、犯罪被害情報

※要配慮個人情報の取得については、あらかじめ本人の同意が必要です。

※個人情報と個人データの違いについて

特定の個人情報を検索できるように、個人情報を体系的に構成されているといえる場合は、個人データに該当します。

過去の注文書類等を日付順にファイリングしていても、特定の個人情報にたどり着くことが容易でない場合には個人データには該当しません。

他方、名刺等をクリアファイル等に属性ごと整理する場合には、特定の個人情報にたどり着くことができ、個人データに該当すると解されています。

一度個人データに該当すると、その後一部の個人情報をファイリングから切り離しても、引き続き個人データであると評価されますので注意が必要です。

中古車販売店が注意するポイント

1. 下取りや買取した自動車は必ず自社名義にしてください。

車検証等に記載されている氏名等の情報は個人情報に該当します。オークション取引や業販をする場合は、自社名義への移転登録や移転抹消手続きを行うことが個人情報の漏えいを防ぐために重要になります。

また、自社名義に変更しないままオークションに出品することにより、オークション会社並びに落札者に個人情報が開示される場合、後記5.の通り、そのことについて本人の同意が必要となり、記録・保存義務も発生します(記録・保存義務については取引の相手方にも発生します)。

なお、道路運送車両法第13条において、車両の移転登録は15日以内になされなければならぬとされています(罰則有)。

2. 自賠責保険証明書の名義書き換えも忘れずに行いましょう。

自賠責保険証明書は旧所有者の個人情報が記載されたままの状態にはせず、名義変更を行ってください。名義の変更を行わないと、自賠責保険約款に違反することになります(通知義務違反)。

自賠責保険証明書の名義書き換えの際に必要となる書類例※

- ①自賠責保険承認請求書(譲渡人の記名・捺印(実印)、譲受人の記名・捺印のあるもの)
- ②権利譲渡の事実を確認する書類(譲渡人の印鑑証明書、譲受人名義に変更された車検証等)

なお、オークションで仕入れた車両等で、自賠責保険承認請求書に譲渡人の記名・捺印がない場合でも、自社名義に変更した車検証及び「権利譲渡に係わる確認書」を損保会社に持参することで名義変更が可能です。

※各種条件によって、別途書類が必要になる場合がありますので、各損保会社にお問い合わせください。

3. 定期点検整備記録簿に記載されている個人情報にも注意しましょう。

定期点検整備記録簿の個人情報が記載された欄(整備依頼者の氏名・住所欄)は、これを切り取るなどして、確実に破棄しましょう。

4. プライバシーポリシーや注文書により個人情報の利用目的を特定・明示してください。

商談時等お客様の個人情報を取得する際には、あらかじめ利用目的をHPや店頭での掲示等で公表しておくか、速やかに利用目的を特定し、本人に通知または公表する必要があります。

特に注文書等の書面を交わす際にはその書面に利用目的を記載する等して、本人に明示しなければなりません。

下記プライバシーポリシー文例を注文書裏面に記載するか、別紙で下記文面を印刷した書面を交付の上、お客様よりサインをいただくと安心です。⇒書面例は6ページへ。

【利用目的の例】

当社では、お客様の個人情報を以下の目的で利用いたします。

- ①定期点検、車検および保険満期のご案内等を提供するため、郵便・電話・電子メール等の方法によりお知らせすること
- ②販売者において取り扱う商品、サービス等あるいは各種イベント、キャンペーン等の開催について、郵便・電話・電子メール等の方法によりご案内すること
- ③商品開発あるいは顧客満足度向上策検討のため、アンケート調査を実施すること
- ④与信判断及び与信管理
- ⑤運転免許証等により本人確認を行い古物営業法に基づく古物台帳に記載すること
- ⑥自動車損害賠償責任保険証明書又は、自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること
- ⑦販売車両の登録・届出を行うため、関係機関において手続きを実施すること
- ⑧車両の販売・仕入・整備のため、販売先・仕入先等へ必要書類を提供すること

販売店は明示した利用目的以外の利用はできませんので、考えられる範囲で具体的に利用目的を明示してください。

3

なお、利用目的を変更(追加)する場合は、変更(追加)された利用目的について、本人に通知するか、または、公表しなければなりません。

5. 個人データを第三者に提供する場合は本人の同意が必要になります。

改正個人情報保護法では、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければなりません。

また、本人の同意のもと、個人データを第三者に提供した場合は、受領者の氏名等を記録し、一定期間保存する必要があります。

他方オークション等で車両を仕入れた際に、第三者から個人データを受け取る場合は、提供者の氏名等、取得経緯を確認し、受領年月日、確認した事項等を記録し、一定期間(原則3年、本人の同意のもとで第三者提供した場合は1年)保存する必要があります(本人との契約等に基づく提供については、JUモデルの既存の契約注文書で代替可能)。

なお、自社による他者への業務委託(例:データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを提供する場合や名義変更等のために行政書士やJUに手続書類を提供する場合)、事業の承継(例:事業譲渡により、譲渡先企業に個人データを提供する場合)、共同利用(例:グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的の範囲内で情報を共同利用する場合)は、第三者提供に当たらないとされています。

自社名義等に変更しないで自動車を転売する場合は、個人データの第三者提供に当たる可能性があるため、書面等により本人の同意を得ることが原則となりますのでご注意ください。

【同意書面の例】

第三者提供を実施する場合には、下記文例を記載した書面2通(自社控え、お客様控え)に、お客様から署名・捺印をいただいた上で、それぞれ保管してください。また、下記文例以外に提供先が決まっている場合には、その提供先も明記する必要があります。⇒書面例は6ページへ。

私は、車両の販売・仕入・整備のために、私及び使用名義人の個人情報を、貴社が販売先・仕入先等に書面(本体及びコピー)または電子媒体により提供することに同意します。

6. 本人からの「個人情報の開示請求」には応じなければなりません。

保有している個人情報について本人から開示や訂正等を請求されたら、事業者(販売店)は対応しなければなりません。

また、その個人情報の利用目的を問われた場合に、しっかりと答えられるようにしておきましょう。

1.~6.までの注意事項を守らない場合、罰則が適用されることがあります。

事業者の法順守の状況は、「個人情報保護委員会」が監督します。

「個人情報保護委員会」は必要に応じて、報告を求めたり立入検査を行い、実態に応じて指導・助言、勧告、命令を行います。

①個人情報保護法上の罰則

- ・国からの命令に違反(第84条)・・・6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・虚偽の報告(第85条).....30万円以下の罰金
- ・従業員が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供・盗用(第83条)
.....1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※法人にも罰金あり(第87条)

②道路運送車両法上の罰則

- ・15日以内の移転登録を怠る(第109条1項2号).....50万円以下の罰金



中古車販売店の安全管理措置の例

- ・個人情報の取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備しましょう。
- ・責任ある立場の方が、個人情報が基本的な取扱方法に従って取り扱われていることを、定期的に確認しましょう。
- ・朝礼等の際に定期的に注意喚起を行うとともに、個人情報についての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込みましょう。また、個人情報を守るため、従業員とは非開示(秘密保持)契約を結びましょう。
- ・紛失や盗難の恐れがあることから、原則、個人情報等は職場から持ち出さないようにしましょう。
- ・個人情報が記載された書類や電子媒体は、施錠できるキャビネット等に保管しましょう。
- ・個人情報が入ったパソコンや、管理しているファイルにはパスワードを設定しましょう。また、パソコンはセキュリティワイヤー等で固定しましょう。
- ・個人情報の削除やパソコンや電子媒体等を破棄する場合は、データ削除ソフト等を利用し、責任ある立場の方が確認しましょう。また、書類であれば、焼却、シュレーダー処理をしましょう。
- ・個人情報の入ったパソコンのOSは最新の状態を保持するとともに、セキュリティ対策ソフトを導入しましょう。
- ・メール等により個人情報の含まれるファイルを送信する場合はパスワードを設定しましょう。

5

【個人情報の取扱いに関する交付書面についての注意点】

- ・次ページの書面例は、別紙書面(個人情報の利用目的の明示書面や第三者提供の同意書)として利用するためのものです。
- ・2通の書面(自社控え・お客様控え)にお客様のサインをいただき、自社控えを保存しておくと安心です。

～個人情報の利用目的について～

- ・販売店は明示した利用目的以外の利用はできませんので、考えられる範囲で具体的に利用目的を明示してください。
- ・利用目的を追加する場合は、次ページの用紙に記載を追加する必要があります。
- ・利用目的を後から変更(追加)する場合は、変更(追加)された利用目的について、本人に通知するか、または、公表しなければなりません。

～第三者提供について～

- ・自社名義にしないで車両を売却する場合等は、個人情報の第三者提供に該当するため、そのことにつき、あらかじめ相手方の同意を取っておく必要があります。

【個人情報の取扱いに関する】

(株)ABC自動車販売は、お客様の個人情報の取扱いについて下記の通りお約束いたします。

記

1. 当社では、お客様の個人情報を以下の目的で利用いたします。

- ①定期点検、車検及び保険満期のご案内等を提供するため、郵便、電話、電子メール等の方法によりお知らせすること
- ②当社において取り扱う商品・サービス等あるいは各種イベント・キャンペーン等の開催について、郵便、電話、電子メール等の方法によりご案内すること
- ③商品開発あるいはお客様満足度向上策検討のため、郵便、電話、電子メール等の方法によりアンケート調査を実施すること
- ④与信判断及び与信管理
- ⑤販売車両の登録・届出を行うため、関係機関において手続きを実施すること
- ⑥自動車損害賠償責任保険証明書又は、自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること
- ⑦運転免許証等により本人確認を行い古物営業法に基づく古物台帳に記載すること
- ⑧車両の販売・仕入・整備のため、販売先・仕入先等へ必要書類を提供すること

2. 当社は、お客様がご本人の個人情報の確認、訂正等を希望される場合は、当社の定める書面の提出により開示に応じます。開示請求書等の当社の定める書面の入手方法・開示請求等を希望される場合のご本人及び代理人の確認方法等につきましては、当社のお客様相談コーナーまでお問い合わせください。

なお、個人情報の開示にあたりまして、手数料をお支払いいただくことがあります。

3. 当社は、お客様の個人情報の取り扱いに関する日本の法令、その他の規範を遵守します。

4. 当社は、お客様の個人情報について、適切な安全措置を講ずることにより、漏えい、改ざん、紛失等の危険防止に努めます。

5. 当社は、個人情報の取扱いに関して、定期的に監査を行い、常に継続的改善に努めます。

以上

※個人情報の第三者提供について

私は、車両の販売・仕入・整備のために、私及び使用名義人の個人情報を、貴社が販売先・仕入先等に書面(本体及びコピー)または電子媒体により提供することに同意します。

本書面内容に同意いただけましたら、下記御署名欄にご自署お願い申し上げます。

平成29年10月 1日

当該車両の車台番号

XYZ12345

お客様署名欄

中 販 太 郎 様

【個人情報の取扱いに関する】

は、お客様の個人情報の取扱いについて下記の通りお約束いたします。

記

1. 当社では、お客様の個人情報を以下の目的で利用いたします。

- ①定期点検、車検及び保険満期のご案内等を提供するため、郵便、電話、電子メール等の方法によりお知らせすること
- ②当社において取り扱う商品・サービス等あるいは各種イベント・キャンペーン等の開催について、郵便、電話、電子メール等の方法によりご案内すること
- ③商品開発あるいはお客様満足度向上策検討のため、郵便、電話、電子メール等の方法によりアンケート調査を実施すること
- ④与信判断及び与信管理
- ⑤販売車両の登録・届出を行うため、関係機関において手続きを実施すること
- ⑥自動車損害賠償責任保険証明書又は、自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること
- ⑦運転免許証等により本人確認を行い古物営業法に基づく古物台帳に記載すること
- ⑧車両の販売・仕入・整備のため、販売先・仕入先等へ必要書類を提供すること

2. 当社は、お客様がご本人の個人情報の確認、訂正等を希望される場合は、当社の定める書面の提出により開示に応じます。開示請求書等の当社の定める書面の入手方法・開示請求等を希望される場合のご本人及び代理人の確認方法等につきましては、当社のお客様相談コーナーまでお問い合わせください。

なお、個人情報の開示にあたりまして、手数料をお支払いいただくことがあります。

3. 当社は、お客様の個人情報の取り扱いに関する日本の法令、その他の規範を遵守します。

4. 当社は、お客様の個人情報について、適切な安全措置を講ずることにより、漏えい、改ざん、紛失等の危険防止に努めます。

5. 当社は、個人情報の取扱いに関して、定期的に監査を行い、常に継続的改善に努めます。

以上

※個人情報の第三者提供について

私は、車両の販売・仕入・整備のために、私及び使用名義人の個人情報を、貴社が販売先・仕入先等に書面(本体及びコピー)または電子媒体により提供することに同意します。

本書面内容に同意いただけましたら、下記御署名欄にご自署お願い申し上げます。

平成 年 月 日

当該車両の車台番号

お客様署名欄

様